

エリアインフォメーション

放送大学 2023年4月入学生募集中

放送大学は、場所や時間を選ばず大学教育を受けることができる文部科学省・総務省が所管する通信制大学です。

本学では、人生100年時代における社会人の多様な学び直しのニーズに応えるため、実践的な知の基礎、職業的能力の向上に資する科目を幅広く用意しています。

《出願期間》

令和4年11月26日～令和5年3月14日

お問合せ先

放送大学福井学習センター TEL: 0776-22-6361
〒910-0858 福井市手寄 1-4-1 AOSSA7F

職場のお悩み・解決！ 休日労働相談会

解雇・賃金など、労使関係にお悩みや不安はありませんか？労働問題の専門家（福井県労働委員会委員）が相談に応じます。無料、秘密厳守ですのでお気軽にお越しください。なお、事前予約制ですので、3月3日(金)午後5時までに電話またはメールでお申し込みください。

●日時・場所

令和5年3月5日(日) 9:00～12:00 まで
アオッサ6階研修室（福井市手寄 1丁目 4-1）

お問合せ先

福井県労働委員会事務局 TEL: 0776-20-0597
E-mail: roui@pref.fukui.lg.jp

社員の奨学金返還を支援 (代理返還) しませんか

日本学生支援機構では、奨学金の返還を応援する仕組みとして、奨学金を返還する社員等に代わって、企業が直接機構に返還する支援制度（代理返還制度）を設けています。ぜひこの制度の利用をご検討ください。

【代理返還を利用するメリット】

- ①社員の所得税が非課税となります。
- ②給与として損金算入ができます。また「賃上げ促進税制」の対象にもなり得ます。
- ③利用企業名を機構のHPに掲載します。

お問合せ先

(独)日本学生支援機構 奨学事業総務課
TEL: 03-6743-6029



令和5年度高齢者活躍企業 コンテスト 募集のお知らせ

厚生労働省および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者がこれまでのキャリアで培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため企業等が行った創意工夫の事例を広く募集する「令和5年度高齢者活躍企業コンテスト」を実施します。優秀事例については表彰を行います。多数のご応募をお待ち申し上げております。

【応募締切】

令和5年2月28日(火)当日消印有効

お問合せ先

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部
TEL: 0778-23-1021 FAX: 0778-23-1013



エリアインフォメーション

業務改善助成金（通常コース）の 制度内容を拡充しました

最低賃金引上げの支援策の一つである業務改善助成金制度について、助成上限額や助成対象経費の範囲などを拡充しました。

《主な改定ポイント》

- ①従業員規模30人未満の事業所の助成上限額を引き上げ。
- ②賃金や生産量、物価高騰等の条件に合致した特例事業者の助成対象範囲を拡大。
- ③助成対象事業所の従業員規模の要件廃止。
- ④申請期限を令和5年3月31日まで延長。



お問合せ先

福井労働局労働基準部賃金室
TEL: 0776-22-2691（詳しくはHPをご覧ください）

ネットなら便利！24時間確定申告 申告と納税は正しくお早目に！

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセスして申告書を作成し、作成した申告書（データ）は、e-Taxで送信又は印刷して郵送等で提出できます。

※スマホでの申告はこちらから→
確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。整理券は会場で当日配付するほか、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も可能です。



お問合せ先

福井税務署「確定申告コールセンター」
TEL: 0776-23-2690 自動音声案内「0」を選択

福井県立大学を3月に退職する 教員が行う最終講義のご案内

○南保勝特任教授最終講義「地域再生の未来像」
日時：3月10日(金) 13時～16時

場所：アオッサ8F、先着200名

○池下譲治特任教授最終講義「グローバルビジネスの流儀」

日時：3月29日(水) 14時～15時30分、

場所：福井県立大学地域経済研究所

先着30名（対面）、

先着200名（オンライン）

詳細と申込は県立大学ホームページより

お問合せ先

福井県立大学地域経済研究所
TEL: 0776-61-6000 FAX: 61-6017



時間外労働の割増賃金率の 引き上げが必要になります

令和5年4月1日から中小企業の時間外労働の割増賃金率が引き上げとなります。また、常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を変更して、労働基準局長に届け出る必要があります。

《改定のポイント》

1か月60時間を超える時間外労働に対しては、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
(詳しくはHPをご覧ください)

お問合せ先

福井労働基準監督署 労働時間相談・支援班
TEL: 0776-54-6167

